BCTA

血液循環療法規約

第1章　総　　則

第1条　名　　称

　本会を血液循環療法協会と称し、略称をBCTA(Blood Circulation Therapy Association)と称す。

第2条　本　　部

本会の本部を大阪府豊中市上野東3-18-1-308におく。

第3条　会の目的

　血液循環療法を広く社会に普及し、有効に活用して、疾病の予防、治癒及び健康の維持増進を図り、社会の福祉と幸福に寄与する事を目的とする。

(定義)血液循環療法とは、手指で体表から腹部を含めた全身の動脈系及び病変部位を独自の手技により循環障害を除去し、血液循環を促進し、生体の有する自然治癒力を賦活化し、疾病の治療、予防に寄与する理学療法である。

(付記)本療法は、明治43年小山善太郎先生により創見され、村上浩康先生により引き継がれ発展したものに起源を発す。

第2章　事　　業

第4条

　本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 専門施術者の養成

本療法に関する正しい知識と技能を指導し、優秀な専門施術者を養成する。

1. 家庭への普及

講習会、健康教室等の開催により、広く一般に普及し、家庭内健康法として活用し、日ごろから安易に薬に頼る習慣をやめ、元来生体の有する自然治癒力を最大限生かし、疾病〔特に癌・生活習慣病等〕の予防、健康の維持増進に役立てる。

1. 技術管理

技能認定制度により、施術者の知識、技能の向上を図り、正しい技術の運用、活用等の管理を行う。

1. 研　究

本療法の有効性に関する医学的基礎及び臨床研究、その成果の発表。

1. 機関紙の刊行

機関紙の刊行配布により本療法に関する知識技術の指導、情報交換等を行う。

1. 出版等その他の普及活動

出版、講演、その他の啓蒙、普及活動を行う。

1. 会員の互助活動等

会員への医学施設の紹介、その他の互助活動を行う。また、健康に関する情報や人格、教養を高める為の講演会、勉強会、見学会等の開催。会員の開業指導を行う。

1. その他、会の目的達成のための事業を行う。

第3章　会　　員

第5条　会員の入会

1. 本規約を承認の上、趣旨目的に賛同して所定の手続きをした者は会員となる。
2. 会長は会員に会員証を交付する。
3. 正会員　血液循環療法専門学院の卒業者及び会の主催する講習会、セミナーなど所定の課程を修了した者。
4. 賛助会員　会の趣旨に賛同する者。

第6条　本会の入会金及び年会費は次の通りとする。

　　入会金　10,000円(正会員)　　5,000円(賛助会員)

　　年会費　 8,000円(正会員)　　4,000円(賛助会員)

　　入会金は入会の手続きと同時に、年会費は入会した年に限り年度末までの分を、入会時にまとめて納入し、その後は一年分を毎年一回三月末日までに納入する。

第7条　会員の特典、義務等

1. 会員は会の発行する機関誌の配布を受け、会の主催する講習会、健康教室等に一定の割引料金で参加することが出来る。その他出版物、テキスト類、本会の斡旋する健康関連商品を割引価格で提供を受けることが出来る。
2. 会員は本会所属治療院への紹介を受け、優先的に治療を受けることが出来る。
3. 会員は血液循環療法に理解を深め、健康法として実践し、その普及に努め会費の納入、規約その他の決定事項等を遵守する。
4. 会員は会の主催する催しの参加に際して、会員証を携帯すること。
5. 本会会員の地位資格は、一切譲渡することは出来ない。

第8条　会員の脱会除名等

1. 会員本人の死亡、本人からの退会申し出があった場合は、退会とする。
2. 会費の長期滞納、又は会員の義務に反し、その他本会の名誉信用を毀損する等の行為があった場合は、幹事会で協議の上、除名とする。
3. 会員が退会する場合は、本会に対して資産の分与、納入会費、その他の寄付金等の返還請求は一切行わない事とする。尚、会員証は直ちに本部に返還しなければならない。

第4章　機関及び役員

第9条　役員及び職務

　　本会に次の役員を置き、職務は以下の通りとする。

　1) 会長　2) 副会長　3) 幹事　4) 監査　5) 顧問　6) 相談役

会長は本会の代表として目的達成の為の業務全般を統括指導する。

副会長は会長を補佐し、会長の欠席、又は事故あるときは代行する。

幹事は本会の事業遂行に協力し、組織運営につき幹事会を構成し、会長の諮問に応ずる。

監査は本会の会計を監査し幹事会に報告する。

本部に事務所をおき、会長及び事務局長のもとで会の事務処理に当たる。以上機関の組織運営については、細則の定めによる。

第5章　財　　務

第10条　財　　政

　　本会は入会金、年会費、寄付金は、その他の事業収入により運営する。

　　但し、寄付金の受入については、幹事会に諮らなければならない。

第11条　会計年度

　　本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章　会則の改正等

第12条　規約の改正

　　本規約の改正は、幹事会で協議して行う。

第13条　この規約に定めない重要事項については、幹事会で協議する。

　　　(附則)本規約は平成7年7月17日に発行し、施行する。

第7章　細　　則

第1条　技能認定制度

　　規約第4条第3項の規定により技能認定制度を定める。

　　血液循環療法士(BCセラピスト)の知識、技能の向上及び技術を一定水準以上に保つ為、技能認定審査を実施し、それぞれの技能ランクに相当と認められた者に、技能認定書を交付する。

1. 技能認定審査を受ける者は、協会本部に申請する。
2. 申請者に対し、初級、中級、上級の審査会を実施し、審査基準に達成した合格者に対しそれぞれの認定書を交付する。
3. 審査項目、審査基準、手数料は別に定める。

第2条　称　　号

1. 血液循環療法士、血液循環指導士(インストラクター)は学院の所定の養成コースを修了し、試験に合格した者に授与する。

第3条　資　　格

1. 中級以上の技能認定者は、本部の許可指導の下に、健康教室を開催する資格が与えられる。
2. 上級認定者で、経験、人物その他本部で適任と認められた者は、専任講師に任命する。

第4条　健康教室の開催

　健康教室を開催しようとする者は、健康教室インストラクター養成コースを修了し、本部に申請書を提出し、許可を得る事。申請書書式、開催要項、手引き書等は別に定める。

第5条　役　　員

1. 会長、顧問の任期は定めない。
2. 副会長、幹事、監査の指名は会長が行い、任期は3年とする。
3. 役員の報酬は、当面の間、無報酬とする。但し、専従事務職員の給与及びその他、会務処理に必要な経費はこの限りではない。

第6条　幹 事 会

1. 幹事会は、必要に応じ会長が召集し、会長の諮問事項を審議する。
2. 会長は少なくとも、年1回幹事会を開き、会計監査を経た会計及び財務に関する事項を諮問し、予算決算を決定し、広報する。

第7条　事 務 局

1. 本部に事務局を置き、運営する。
2. 事務局には、規約、細則、会員名簿、帳簿等、業務に関する資料を備え置くものとする。